

○農業者年金制度

新農業者年金制度が平成 14 年 1 月 1 日からスタートしました。

農業者年金は加入者数に左右されない積み立て方式となっており、高齢化社会に対応した安心できる制度であると共に国民年金以外では国庫補助がある公的な年金制度です。

☆農業者年金の特徴

- ・ 60 歳未満の国民年金の第一号被保険者であって年間 60 日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。任意加入となっていますので、いつでも任意に脱退、再加入することが出来ます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。
- ・ 認定農業者等一定の要件を備えた意欲のある担い手に対して、保険料（月額 2 万円）の 2 割、3 割又は、5 割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。
保険料を自由に決められ月額 2 万円から 6 万 7 千円をいつでも見直せます。
税制面でも大きな優遇があります。保険料は最大 80 万 4 千円の社会保険控除の対象になります（収めた保険料の 15 から 30 % 程度の節税）。支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- ・ 年金は終身受給できます。加入者や受給者が 80 歳になる前に亡くなった場合は、80 歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

○加入の申し込みやご相談は、最寄の農協か農業委員会事務局まで